

地方公共団体における非常用通信手段の確保に関する緊急対策事業

概要

- 災害発生時に停電や断線により地上の通信網が使用できなくなる事態に備え、衛星通信回線を用いた非常用通信手段を確保することが重要。
- 防災基本計画(令和2年5月中央防災会議決定)においても、国・地方公共団体等は、「地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星通信系ネットワーク」の整備を図ることとされている。
- 地方公共団体における非常用通信手段の確保を推進するため、地域衛星通信ネットワークの第3世代システムに関するモデル事業を実施

実施状況

【令和元年6月】

対象都道府県として高知県を選定

【～令和2年6月】

高知県内の県庁、市町村、消防本部において、衛星通信機器を整備

※このほか、可搬型の衛星通信機器等も調達



宿毛市役所

○設置箇所：
県庁、市町村、消防本部
(計62箇所)

○整備費用：
約3.7億円

今後の予定

【令和2年7月～】

地域衛星通信ネットワークの第3世代システムの災害対応業務における有用性を検証

- 通話や映像伝送などの基本的な機能の検証 (令和2年12月まで)
- 実災害を想定した総合実証 (令和3年3月まで)